

一般財団法人 山梨県教職員互助組合情報セキュリティ基本方針

一般財団法人山梨県教職員互助組合（以下、「互助組合」という）は、会員の皆様に対する福利厚生事業を通じて、会員の相互共済・福祉向上及び生活安定を図るとともに、山梨県の教育文化の振興発展に寄与することを目的としています。そのためには、会員及び関係者の皆様から受領又はお預かりした情報資産及び互助組合の情報資産を守るため、情報セキュリティの体制を確立し運用してまいります。

互助組合は、情報セキュリティに取り組む事を社会的責任と位置付け、ここに「情報セキュリティ基本方針」定め、以下に示す内容を順守いたします。

- (1) 互助組合が取り扱う重要な情報資産を保護するために、情報セキュリティ実施マニュアルの手順を定め運用する体制を整備します。
- (2) 情報セキュリティ基本方針に沿った情報セキュリティを実現するために、年次で情報セキュリティ目的を策定し、その目的を達成するための諸活動を実施します。
- (3) 互助組合の事業に関連する情報セキュリティ課題を認識し、解決すべ対応を実施します。
- (4) 互助組合の会員様をはじめ利害関係者の情報セキュリティに関する期待とニーズを把握し、情報セキュリティ対策を実施します。
- (5) 互助組合の事業を遂行していくうえで、情報セキュリティに関連する契約や法令等を識別し、その要求事項を順守します。
- (6) 情報セキュリティ要求事項を周知徹底するために、互助組合の全ての従業者に情報セキュリティ実施マニュアルに関する教育を実施します。また、情報セキュリティ実施マニュアルの運用や技術的情報セキュリティ対策に関わる従業者には必要な力量を持たせるための教育・訓練を実施します。
- (7) 情報セキュリティ実施マニュアルの運用状況を監視し、パフォーマンス及び有効性評価によって情報セキュリティ実施マニュアルの維持及び継続的改善を行います。
- (8) 全役職員は、情報セキュリティ関連規程を順守しなければならないが、違反した場合には、互助組合の服務規程によって懲罰を決定します。

令和6年11月19日
一般財団法人山梨県教職員互助組合
理事長 内藤 伊久磨